

緊急!

なごや見守り情報（名古屋市消費生活センター）

令和6年11月●日

電気会社等をかたる電話が、高額・不要な契約につながった！

電気会社やガス会社、給湯器メーカー、自治体をかたって、無料点検と称して来訪しようとする電話がかかってきたという相談が、先月以来、急増しています。来訪を受けたら、高額な契約や不要な契約につながったという事例もあります。トラブル防止のため、緊急に情報提供します。

■＜事例＞電気会社を名乗る電話があり「給湯器の無料点検に行く」と言われ了承したが、後になって不審に感じた。訪問を断りたいが連絡が取れない

自宅に電気会社を名乗る電話があり、「給湯器の無料点検に行く」と言われた。対象メーカー2、3社を告げられた中に、自宅で使用中の給湯器のメーカーが当てはまったため、了承した。翌日、家族に話したところ不審だと言い、電気会社に問い合わせたら、そのような電話はしていないと言う。点検業者の訪問を断ろうと着信のあった番号に何度も電話しているが、連絡が取れない。

⇒連絡が取れず訪問された場合は、ドアを開けずインターホン越しに断りましょう。断っても居座る場合は、警察に連絡してください。

⇒日頃から留守番電話機能を利用し、知らない番号からの電話には出ないようにしましょう。法定点検と区別するためにも、まず相手の事業者名や住所などを確認し信用できる事業者かを判断する、その場で来訪を承諾せずいったん保留にして信頼できる人に相談してから決める等の対策が必要です。

⇒契約してしまった場合でも、クーリング・オフができることがありますので、早めに消費生活センターにご相談ください。

■地域の不審な情報をお寄せください

このような業者は、一定期間に特定の地域を中心に活動する場合があります。地域内で、不審なことやトラブルを発見した場合には、情報発信依頼票にて事例をお知らせください（発信内容がわかるものであれば、任意の様式でも構いません）。消費生活課より各構成員の皆様に情報提供いたします。

地域間で情報を共有し、消費者トラブルを未然に防ぐことにご協力をお願いいたします。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日（祝休日・年末年始を除く）9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります